

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

### 静岡県人事委員会規則7-1290

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

**第1条** 会計年度任用職員の給与等に関する規則(静岡県人事委員会規則7-1213)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)</p> <p><b>第9条</b> パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員(企業職員給与条例若しくはがんセンター事業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員又は法第57条の適用を受ける単純な労務に雇用される会計年度任用職員を含む。)並びに職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号。以下「職員給与条例」という。)、静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。)又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。)の適用を受ける職員及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(静岡県人事委員会規則7-104)第7条第1項に規定する者として在職した期間(任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)</p> <p><b>第9条</b> パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員(企業職員給与条例若しくはがんセンター事業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員又は法第57条の適用を受ける単純な労務に雇用される会計年度任用職員を含む。)並びに職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号。以下「職員給与条例」という。)、静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。)又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。)の適用を受ける職員及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(静岡県人事委員会規則7-104)第7条第1項に規定する者として在職した期間(任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額の特例措置)

5 パートタイム会計年度任用職員に対して令和3年12月に支給する期末手当の額は、第9条第1項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えて同項の規定を適用して得た額とする。

6 フルタイム会計年度任用職員に対して令和5年1月1日から同年3月31日までの間に支給する給料に対する第2条及び第3条の規定の適用については、第2条第1項中「同表の給料表」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年静岡県条例第45号）第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項及び静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡県条例第46号）第1条の規定による改正前の静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）第5条第1項に掲げる給料表（以下「改正前の給料表」という。）における同表の給料表」と、第3条第2項中「給料表」とあるのは「改正前の給料表」とする。

附 則

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額の特例措置)

5 パートタイム会計年度任用職員に対して令和5年12月に支給する期末手当の額は、第9条第1項中「100分の125」とあるのは、「100分の120」と読み替えて同項の規定を適用して得た額とする。

6 フルタイム会計年度任用職員に対して令和6年1月1日から同年3月31日までの間に支給する給料に対する第2条及び第3条の規定の適用については、第2条第1項中「同表の給料表」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年静岡県条例第35号）第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項及び静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年静岡県条例第36号）第1条の規定による改正前の静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）第5条第1項に掲げる給料表（以下「改正前の給料表」という。）における同表の給料表」と、第3条第2項中「給料表」とあるのは「改正前の給料表」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)</p> <p>第9条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額<u>に100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員（企業職員給与条例若しくはがんセンター事業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)</p> <p>第9条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額<u>に100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員（企業職員給与条例若しくはがんセンター事業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用</p>

職員又は法第57条の適用を受ける単純な労務に雇用される会計年度任用職員を含む。)並びに職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号。以下「職員給与条例」という。)、静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。)又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。)の適用を受ける職員及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(静岡県人事委員会規則7-104)第7条第1項に規定する者として在職した期間(任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

用職員又は法第57条の適用を受ける単純な労務に雇用される会計年度任用職員を含む。)並びに職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号。以下「職員給与条例」という。)、静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。)又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。)の適用を受ける職員及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(静岡県人事委員会規則7-104)第7条第1項に規定する者として在職した期間(任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。